



茨城大学教職員組合

委員長日誌

第7号 04 / 09 / 26

さー、我々も負けずにたたかわなければ！

日本プロ野球選手会のストライキの法律問題・3

法律問題・その3 <ストライキの正当性と損害賠償請求>

プロ野球選手会のストライキに対して、違法ストとの批判が行われた。そこで、ストライキが合法だ・違法だという法律問題について考えてみたい。

ストライキの正当性判断は、第一に、ストライキの目的が正当かどうか、第二に、その目的を実現するためのストライキのやり方（手段・態様）が正当かどうか、という二つの視点から、判断される。二つの正当性がある、合法的ストライキとなる。

さらに、その正当性は、国家との関係で正当なのかどうか、使用者との関係で正当なのかどうか、という二つの側面から判断される。つまり、国家から違法ストライキとして威力業務妨害罪などの刑事責任に問われないが、使用者との関係で損害賠償責任を負う、という場合がある。この論点が争われる典型例は、イラクへの自衛隊派兵反対という純粋政治ストライキの場合である。学説には、賛成論と反対論がある。この論点は、第4号で書いた三角関係の図に関係する。公法的関係（国家と労働者・労働組合という関係）における正当性と、私法的関係（使用者と労働者・労働組合という関係）における正当性とは、別の法律問題である。

さて、ストライキの正当性判断について、ここで詳細に解説することはできない。あまりにも膨大になるからである。またいつか、別のストライキのときに？、話題にしたい。

プロ野球選手会のストライキについていえば、合併反対などのストライキの目的において正当であり、ウオーク・アウトといって仕事をしないだけで、職場占拠などを行っているわけではなく、ストライキのやり方（手段・態様）においても正当である。

したがって、国家からも刑事責任を問われることはない。暴力的な行為があったわけでも、会社設備を壊したわけでもない。

また、使用者は、正当なストライキによって発生した損害について、労働組合（プロ野球選手会）に損害賠償請求をすることができない。

労働組合法第8条（損害賠償）は、「第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。」と規定する。これは、憲法第28条が労働基本権を保障して、正当な争議行為には損害賠償などの民事上の責任を問わないという民事免責についての確認規定（憲法の内容を法律で確認している規定）である。

したがって、プロ野球選手会は、球団がストライキによって被った損害についてはいっさいの責任を問われない。もちろん、試合に欠場したのであるから、その分の賃金がカットされる。私的理由による欠場の場合と同様に処理される。その額は、それぞれの契約で決められている。すでに支払われている年俸であれば、選手側に返済義務が発生する。

さて、プロ野球選手会のストライキをめぐる評論は、今回で終わる。本当に、よかった！

[教研集会から帰宅した夜に 04 / 09 / 26]